

まえがき - 本報告の趣旨

(男女共同参画社会基本法における影響調査等の規定)

平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法が成立し、基本理念の一つとして第 4 条に、「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」とされた。また、第 15 条では、「国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない」と定めている。すなわち、直接的に男女共同参画社会の形成の促進に係る施策を策定・実施することはもとより、結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たり、男女共同参画社会の形成に配慮することが求められているのである。さらに、第 18 条では、「国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究」等を推進するように努めることが規定されている。

(男女共同参画基本計画における影響調査等の記述)

平成 12 年 12 月に政府が策定した男女共同参画基本計画では、「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」において、まず「政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施」が掲げられ、この「政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査」を「男女共同参画影響調査」と称することとされた。また、「個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討」として、「税制、社会保障制度、賃金制度等、女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも配慮しつつ、個人のライフスタイルの選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する」とされている。

(男女共同参画会議と同影響調査専門調査会の発足)

平成 13 年 1 月に発足した男女共同参画会議は、男女共同参画社会の形成に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議を行うほか、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視や、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査、すなわち男女共同参画影響調査を行うものである。本影響調査専門調査会は、男女共同参画会議の下に設けられた 4 つの専門調査会の一つであり、女性のライフスタイル等の選択に影響が大きい税制、社会保障制度、雇用システムなどの制度等について、

重点的に男女共同参画影響調査を行ってきた。

(中間報告のとりまとめと国民等からの意見)

本影響調査専門調査会は、平成 14 年 4 月、中間報告をとりまとめた。この中間報告に対し、国民からの意見を募集したところ、各界各層から意見が寄せられた。また、様々な場において、中間報告を紹介し意見等を聴取した。

(報告のとりまとめ)

こうした意見を踏まえ、本専門調査会は議論を重ね、この度、報告をとりまとめ、公表することとした。未だに議論すべき点は山積しているが、制度改革等の議論が急速に進展する中、これまでの議論をとりまとめることとしたものである。今後も、本専門調査会では、残る課題に関して引き続き議論を行い、適宜報告を行っていくこととしたい。